

決議案第2号

国民健康保険税の減免措置の拡大を求める決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月12日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 福祉厚生常任委員会

委員長 関川 翔

〔提案理由〕

子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援の観点から、国民健康保険税の減免措置の拡大を行う必要があるため、決議するものです。

国民健康保険税の減免措置の拡大を求める決議案

少子高齢化が進み、社会保障の支え手である現役世代の負担増が見込まれる中、特に子育て世代の負担軽減を図るため、社会保険などの被用者保険には産前産後・育児休業期間の保険料の免除制度が設けられていることを踏まえ、国保財政負担の在り方にも留意しながら、市の国民健康保険税における配慮の必要性について検討する必要がある。

令和5年第4回定例会に議案として提出された産前産後期間の保険税の減額に係る条例の一部改正を契機に、さらに子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援の推進を図る観点から、育児休業期間の財政的支援に配慮した減免措置の拡充及び18歳以下の被保険者の均等割額の減免措置の拡充について、取手市の子どもを産み育てる環境を整える必要性から、次の事項を求める。

- 1 国が育児休業を推進している状況を踏まえ、政令で定める産前産後期間における所得割保険税及び被保険者均等割保険税の減額（単胎妊娠の場合4か月間、多胎妊娠の場合6か月間）に加え、市独自の施策として減額の期間を延長し、単胎妊娠、多胎妊娠とも12か月間分を減額するなど、拡充を速やかに検討すること。
- 2 18歳以下の被保険者均等割額については、政令で定める未就学児第1子の50%減額に加えて市独自施策で未就学児以外の第1子についても50%減免、第2子以降100%減免としている現状をさらに拡充し、18歳以下の全ての被保険者について100%減免とすることを速やかに検討すること。

以上、決議する。

令和5年 月 日

茨城県取手市議会